

確定申告および住民税申告に関するお願い

確定申告には、マイナンバーが必須となります。必ずマイナンバーカードをご持参ください。
マイナンバーカードをお持ちでない場合は、『マイナンバー通知カード（もしくは、ご自身のマイナンバー入りの住民票）』と『身分証明書』の2つが必要となります。

令和8年2月16日から令和8年3月16日までの確定申告および住民税申告につきまして、次のとおり受付いたします。なお、公民館での出張相談や、税理士・税務職員による申告相談は行っておりませんのでご注意ください。

住民の皆様には、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

受付期間	会場	受付時間
2月16日（月）～3月16日（月） (土日祝を除く) ※一部期間は地区別に受付（下記参照）	高浜町役場	9時～11時 13時～16時

○次の所得税の確定申告の相談は、小浜税務署でお願いします。

- ・青色申告
- ・株式等の譲渡所得・損益通算・繰越控除
- ・配当所得
- ・土地、建物等の譲渡所得（公共事業によるものを除く）
- ・初年度の住宅借入金特別控除

①地区別受付の日程

申告受付を開始してから数日間週は大変混み合いますので、以下のとおり地区別の受付期間を設けます。来場の際は、ご注意ください。

- ・2月16日～2月24日の午前中については、原則、対象地区のみ受付（午後は全地区の受付）
- ・2月25日～3月16日は、午前・午後ともに全地区の受付

日程 受付時間 地区	午前 (9時～11時)				午後 (13時～16時)
	高浜	和田	青郷	内浦	
2月16日（月）	●	×	×	●	●
2月17日（火）	×	●	×	●	●
2月18日（水）	×	×	●	●	●
2月19日（木）	●	×	×	●	●
2月20日（金）	×	●	×	●	●
2月24日（火）	×	×	●	●	●
2月25日 ～3月16日	●	●	●	●	●

●：各日の受付対象地区

（裏面に続く⇒）

②税理士・税務職員による申告相談について

受付開始から6日間程度行っておりました税理士・税務職員による申告相談はありません。

③収支内訳書・医療費控除の明細書の自己作成

事業所得等（農業・漁業・小売・不動産（貸家、貸地、貸駐車場等）、その他個人事業者の所得）がある方は、収支内訳書を事前に作成してください。

申告会場での収支内訳書の代行作成は行いませんので、ご自身での作成が難しい場合には、税理士への委託や青色申告会への加入をご検討ください。

医療費控除を申告される場合、「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。申告会場での医療費控除の明細書の代行作成は行いませんので、医療費控除の明細書を事前に作成してください。

※様式は、国税庁ホームページからダウンロードしてください。

④パソコンやスマホから確定申告を

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、確定申告書が作成できます。申告書等を作成した後は、同コーナーから「e-Tax」を利用して税務署に送信できるほか、自宅のプリンタで印刷して郵送などで税務署へ提出することもできます。この機会に、ぜひご自分で申告書作成にチャレンジしてください。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



申告書の作成は
こちらから！

確定申告および住民税申告に必要なもの		
<input type="checkbox"/> 1.マイナンバーカード(もしくはマイナンバー通知カード+運転免許証など)		
<input type="checkbox"/> 2.扶養者のマイナンバーカード(マイナンバー通知カード)		
<input type="checkbox"/> 3.給与・年金の源泉徴収票 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書		
<input type="checkbox"/> 4.営業等の収支内訳書(自分で作成してください。)		
<input type="checkbox"/> 5.社会保険料の支払金額がわかる書類 国民年金支払証明書		
<input type="checkbox"/> 6.生命保険料控除証明書 地震保険料控除証明書		
<input type="checkbox"/> 7.医療費控除の明細書(自分で作成してください。)		
<input type="checkbox"/> 8.税務署から送付された書類(確定申告のお知らせハガキなど)	確定申告のみ	
<input type="checkbox"/> 9.利用者識別番号	確定申告のみ	
<input type="checkbox"/> 10.本人名義の通帳(所得税の還付のみ)	確定申告のみ	

高浜町税務課
TEL 72-7707